様式第五号の二を次のように改める。

様式第５号の２（第９条の５関係）

収入印紙
（消印してはならない。）

紛争解決手続代理業務試験受験申込書

| | | | |
|---|---|---|---|
| ふりがな<br>①氏名 | | ②生年月日 | 年　月　日生 |
| ③住所 | | | |
| ④登録番号 | 第　号 | ⑤受験希望地 | |

私は、上記により紛争解決手続代理業務試験を受けたいので申し込みます。

令和　年　月　日

氏　名

厚生労働大臣　殿

（注意）

1　受験手数料を納付するため、受験手数料に相当する額の収入印紙を貼り付けること。

2　写真及び紛争解決手続代理業務研修修了証明書を添付すること。

3　添付する写真は、申込み前６ヶ月以内に撮影したものであつて、脱帽、正面、縦４．５センチメートル、横３．５センチメートルの大きさのものとすること。

備考　用紙の大きさは、Ａ４とする。

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

**第五条**　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （臨床修練の許可の申請手続等）<br>**第四条**　（略）<br>２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。<br>一～七　（略）<br>八　写真（申請前六箇月以内に脱帽正面で撮影した縦三センチメートル横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名を記載すること。以下「許可証用写真」という。）一葉<br>３・４　（略） | （臨床修練の許可の申請手続等）<br>**第四条**　（略）<br>２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。<br>一～七　（略）<br>八　写真（申請前六箇月以内に脱帽正面で撮影した縦三センチメートル横二センチメートルのもので、その裏面に氏名を記載すること。以下「許可証用写真」という。）一葉<br>３・４　（略） |

（水道法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第六条**　水道法施行規則の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **附　則**<br>（経過措置）<br>**第二条**　（略）<br>２　前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。<br>一　（略）<br>二　写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもの。）<br>三・四　（略） | **附　則**<br>（経過措置）<br>**第二条**　（略）<br>２　前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。<br>一　（略）<br>二　写真（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）<br>三・四　（略） |

（介護保険法施行規則の一部改正）

**第七条**　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十号（表面）中「上半身」を「上三分身」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。